

大川広域行政組合さざんか荘職員安全衛生管理規程

〔平成20年 3月29日〕
訓 令 第 4 号

改正 平成27年11月29日訓令第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、職場における職員の健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

(所属長の責務)

第2条 所属長は、この規程に定める事項を適切に実施するとともに、職場における所属職員の健康の確保及び快適な職場環境の形成を促進するようにしなければならない。

2 所属長とは、さざんか荘園長を指す。

(職員の責務)

第3条 職員は、この規程により置かれる衛生管理者等が、法令及びこの規程に基づいて実施する職員の健康の確保及び快適な職場環境の形成のための措置に協力するように努めなければならない。

(衛生管理者)

第4条 法第12条第1項の規定に基づき、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、法第10条第1項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理するとともに、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し職場巡視チェックリスト（様式第1号）を作成し、設備及び作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

3 衛生管理者がやむを得ない理由により職務を行うことができないときは、所属長が代理者を選任するものとする。

(産業医)

第5条 法第13条の規定に基づき、産業医を置く。

2 産業医は、次の業務を行う。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 作業環境の維持管理に関すること。
- (3) 作業の管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。
- (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事項について、必要に応じて、所属長に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言すること。

(9) 少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じること。

(10) ストレスチェック制度に関すること。

(衛生委員会の設置)

第6条 法第18条第1項の規定に基づき、衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、次の者をもって組織する。

(1) 所属長

(2) 衛生管理者

(3) 産業医

(4) 衛生に関し経験を有する上席職員の中から、所属長が指名した者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができるものとする。

(委員会の業務)

第8条 委員会は、次の事項を調査審議し、大川広域行政組合管理者に意見を述べるものとする。

(1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 職員の身体及び精神の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(委員会の議長)

第9条 委員会の議長は、所属長になるものとする。

(委員会の招集)

第10条 委員会は、議長が招集する。

2 委員会は、毎月1回以上開催するものとする。

(委員会の運営)

第11条 第6条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定めるものとする。

2 委員会の議事は委員会開催記録表（様式第2号）に記録し、5年間保存するものとする。

(衛生教育)

第12条 所属長は、衛生管理者その他公務災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する能力に関する能力の向上を図るための教育等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるようにしなければならない。

2 採用された職員が配属されたときは、遅滞なく、当該職員が従事する業務に関する衛生のための必要な事項について教育を行わなければならない。

3 職員が異動によりその作業内容に変更があった場合も前項同様とする。

(健康診断の実施)

第13条 所属長は、次の健康診断を実施しなければならない。

(1) 採用時健康診断

- (2) 定期健康診断
- (3) 特殊業務従事職員健康診断
- (4) その他健康管理上必要と認める健康診断

2 定期健康診断は、所属長が、毎年指定する期日に実施する。

3 健康診断の受診対象者、検査項目その他健康診断の実施について必要な事項は、所属長は別に定める。

(受診義務)

第14条 職員は、指定された期日及び場所において、指定された健康診断（希望者に対するものを除く。）を受けなければならない。ただし、当該健康診断の受診を免除することが適当であると所属長が認めた場合は、この限りではない。

(自発的健康診断)

第15条 午後10時から午前5時までの間における業務（以下「深夜業」という。）に従事する職員であつて、その深夜業の回数が、6月間を平均して1月当たり4回以上ある者が、次回の健康診断を待てない場合、自ら受けた医師による健康診断結果を証明する書面を速やかに所属長に提出することができる。

(健康診断結果の報告)

第16条 健康診断を受けた者は、所属長に対し、その結果を速やかに報告しなければならない。

(健康診断結果の記録)

第17条 所属長は、健康診断の結果を健康診断個人票に記録し、これを5年間保存しなければならない。

2 前項の健康診断個人票の様式については、別に定める。

(健康診断結果の通知)

第18条 所属長は、第13条の健康診断を実施した場合、これを受けた職員に対し、遅滞なく当該健康診断結果を通知しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 職員の健康管理に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に洩らしてはいけない。また、その職を退いた場合も同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 職員の健康管理に従事する職員は、健康管理に関する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大川広域行政組合個人情報保護条例（平成18年大川広域行政組合条例第3号）を遵守し、個人情報の適切な管理に努めなければならない。

2 健康診断結果等は、さざんか荘事務所内の施錠ができる書庫で保管する。

(補則)

第21条 この規程に定めるもののほか、職員の衛生管理に関し必要な事項は、所属長が定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月日29訓令第10号）

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

職場巡視チェックリスト

実施者

⑨

実施年月日 年 月 日 ()

巡視時間 時 分 ~ 時 分

巡視場所

点検項目		着目点	評価
環 境 管 理	照明・採光	室内の明るさは適正か。 照明器具の破損・汚れはないか。	
	温度・湿度	室内の温度・湿度は適正に保たれているか。 (温度17～28℃、湿度40～70%)	
	騒音	騒音の高い設備、機械はないか。 外部騒音からの隔離等は十分か。	
	換気	異臭気の発生、煙やほこりの充満はないか。 換気設備は正常か。	
	整理整頓	ロッカー等の上に不安全物が載っていないか。 不要物等が放置されていないか。	
	清掃	清掃が十分にできているか。 ごみ箱や清掃道具は必要数確保されているか。	
	救急箱	必要なものが入っているか。 職員に設置場所を周知しているか。	
付 帯 設 備	道路・階段	水等がこぼれていないか。 通行の妨げになるようなものはないか。	
	洗面所・浴室 トイレ	清潔に保たれているか。 換気はされているか。明るさは適正か。	
	更衣室・休憩室	清潔に保たれているか。 私物等が放置されていないか。	
	職員室	整理整頓ができているか。 不要物等が放置されていないか。	
衛 生 管 理	感染対策	マスク・手袋を適切に使用しているか。 手袋等は使い捨てにしているか。	
	介護器具	身体負担軽減のために使用しているか。 器具の管理や点検はできているか。	
	健康管理	全員が受診できているか。 有所見者は、事後指導を受診しているか。	

様式第2号（第11条関係）

衛生委員会開催記録表

委員会名	第 回衛生委員会	記録者	
開催日時	年 月 日 ()	時 分 ~	時 分
開催場所			
出席委員		Ⓔ	Ⓔ
		Ⓔ	Ⓔ
		Ⓔ	Ⓔ
議 題			
議 事			